

「行政手続コスト」削減のための基本計画

| | |
|-------|----------------|
| 省庁名 | 厚生労働省 |
| 重点分野名 | 従業員の労務管理に関する手続 |

| | |
|----|---------------------------------------|
| 局名 | 職業安定局 雇用環境・均等局 人材開発統括官 労働基準局 |
|----|---------------------------------------|

Ⅱ. 雇用関係助成金等**1 手続の概要及び電子化の状況**

※一般的な手続きを記載したもので、助成金によって具体的な手続きは異なる。

(1) 計画書の認定申請**① 手続の概要**

- ア ハローワーク等への相談
- イ 計画書の作成
- ウ 添付書類の作成
- エ 計画書・添付書類の提出（ハローワーク等への来所）

② 電子化の状況

未実施

(2) 支給申請書の提出**① 手続の概要**

- ア ハローワーク等への相談
- イ 支給申請書の作成
- ウ 添付書類の作成
- エ 支給申請書・添付書類の提出（ハローワーク等への来所）

② 電子化の状況

未実施

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

各助成金に応じて以下の対策を令和元年度までに実施することにより、行政手続コストを20%削減する。

・助成金の整理・統合**【課題】**

助成金のコース数が多く、どの助成金を活用すれば良いのか分かりにくい。

【削減方策】

各助成金の執行状況などを踏まえつつ、事業主等にとってさらに分かりやすく、使いやすいものとなるよう、今後も引き続き、整理・見直しを図る。

(※) 平成 30 年度における具体的な見直しの内容は別紙を参照。

・支給要件等の見直し

優先順位の低い要件の見直しや申請回数の削減、助成額の定額化等により、助成金の内容を可能な限り簡略化し、申請に当たって事業主に求められる手続を削減する。

なお、上記の見直しに当たっては、不正防止の観点から、不正受給を行った事業主に対する制裁的措置の強化についてもあわせて検討する。

・郵送やオンラインによる申請の受付

【課題】

事業主は、相談や申請の度にハローワーク又は労働局に訪問しなければならず、移動時間・待ち時間にコストがかかっている。

【削減方策】

郵送やオンラインによる申請を受け付けることにより、これまで事業主が申請を行うに当たって来所していた 1 回分の移動時間・待ち時間について、削減可能と考えられる。

助成金のオンライン申請については、令和元年度までに具体的検討・準備を進め、可能なものから、平成 32 年度以降順次稼働を目指す。また、当該検討・準備の過程において、手続をウェブ上で完結すること及びオンライン利用率の目標設定についても検討を行う。

・書類作成補助ツール（記入マニュアル等）の作成

・申請様式の簡素化

・ダウンロード用の申請様式の HP 掲載

(パソコン上で書類作成が可能となり、同時に複数件申請する場合等の作業を効率化)

【課題】

申請書や添付書類の 1 枚当たり平均作成時間が 10 分以下である事業主もいる一方で、当該平均時間が 60～120 分を超えている事業主が一定数を占めるなど、事業主によって要する時間の差が大きい。多く時間を要している事業主については、アンケートにおいて「説明書が細かく理解に時間がかかる」などの意見があったことから、申請書の記載事項や必要な添付書類が何であるのかの理解に時間を多く費やしていると考えられる。

【削減方策】

書類作成補助ツールの作成や申請様式の簡素化により、理解に要する時間等を削減し、記載を容易にする。特に 1 枚当たりの作成に際立って多くの時間を費している事業主については、平均所要時間との中間値程度への引き下げを図る。

また、申請様式の簡素化に当たっては、重複する情報の内容と情報を記入することに伴う事業主の負担等を勘案しつつ、検討を行う。

・申請に係る相談業務の効率化

【課題】

申請に当たってハローワークや労働局に3回以上相談に訪れている事業主が一定数いることから、ハローワークなどが相談を受けた際に一度に十分な情報提供ができていないことが考えられる。また、訪問回数が増えることで移動時間や待ち時間のコストがかかってしまっている。

【削減方策】

アンケート調査によると、相談の主な内容は記載事項の確認等であることから、記入マニュアルの手交や電話での相談を積極的に行い、相談のために訪問する回数の削減を図る。

また、記入マニュアルの分かりやすさ向上のため、記載内容にメリハリをつけ、説明に要する時間を削減する。その他、インターネットを活用した対面式の相談方法等についてもそのメリット・デメリットを踏まえ検討する。

コスト計測対象手続の削減効果は以下のとおり。

- (i) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース） 20%
- (ii) 雇用調整助成金 21%
- (iii) キャリアアップ助成金（正社員化コース） 20%
- (iv) 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース） 20%
- (v) 人材開発支援助成金（特定訓練コース） 24%
- (vi) 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース） 20%
- (vii) 産業保健活動総合支援事業における助成金 20%

3 コスト計測

1. 選定理由

雇用関係助成金の手続きについては、次の要望が事業主から聞かれるところであり、特に上記手続に係る部分についてコスト削減を図る余地が大きいと考えられることからコスト計測の対象として選定した。

（要望例）

- ・ 必要な書類や記載事項が多いために不備が生じやすい。
- ・ 不備がある度にハローワークとの連絡・調整や、提出のための来所などのコストがかかっている。

- ・ 様式の記入の仕方が分かりづらく理解に時間がかかる 等

2. コスト計測の方法及び時期

- 件数の多さ・業種等の限定無く広く対象事業主を設定している次の助成金についてコスト計測の対象とする。

【コスト計測の対象】

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース）
 - ・ 雇用調整助成金
 - ・ キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - ・ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）
 - ・ 人材開発支援助成金（特定訓練コース）
 - ・ 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）
 - ・ 産業保健活動総合支援事業における助成金
- 都道府県労働局において当該助成金を利用した事業主を抽出して、「ハローワークでの相談」「支給申請書の作成」「添付書類の作成」等の各手続きに要した時間についてアンケート調査を行う。また、調査を行う労働局については、都市部と地方部をそれぞれ選定し、全国平均を推計する方法で計測を行う。

- 平成 29 年度分のコスト計測については、5 月（一部を除く）に実施済み。ただし、アンケート調査の回答について不備のあるものが見られたため、平成 30 年 5 月頃に再度調査を行った。

産業保健活動総合支援事業における助成金については、助成金の申請を受け付けている労働者健康安全機構において、4 月から 8 月末までに申請があった事業者から、各手続きに要した時間についてヒアリング調査を行った上で、計測を行った。なお、前述した他の助成金と合わせて、平成 30 年 6 月に再度調査を行った。

また、時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）については、平成 29 年 5 月に実施した 1 度目のコスト計測の後、平成 29 年 10 月に助成金の支給を受けた事業者から、各手続きに要した時間について、ヒアリング調査による再計測を行った。なお、助成金の支給申請手続が年度末に集中することから、年度末に受給された事業主に対して、平成 30 年 11 月頃に追加調査を行った

参考として平成 30 年度に再計測した平成 29 年度のコスト計測の結果は以下のとおり。

(※)「時間」は平成 29 年に実施したアンケート調査によって得られた事業主の作業時間、「年間件数」は基本計画の対象手続一覧表に掲載した件数。

- (i) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース）

13.7 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）×177,599 件（年間件数）＝
2,433,106.3 時間（年間総作業時間）

- (ii) 雇用調整助成金

35.3 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 16,160 件(年間件数) = 570,448.0 時間(年間総作業時間)

(iii) キャリアアップ助成金(正社員化コース)

23.0 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 38,896 件(年間件数) = 894,608.0 時間(年間総作業時間)

(iv) 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)

15.2 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 122,491 件(年間件数) = 1,861,863.2 時間(年間総作業時間)

(v) 人材開発支援助成金(特定訓練コース)

18.9 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 9,505 件(年間件数) = 179,644.5 時間(年間総作業時間)

(vi) 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)

23.6 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 1,233 件(年間件数) = 29,098.8 時間(年間総作業時間)

(vii) 産業保健活動総合支援事業における助成金

4.1 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 1,959 件(年間件数) = 8,031.9 時間(年間総作業時間)

○ 平成 30 年度分のコスト計測については、以下 4 つを除き、4 月から開始した新制度が定着し、労働局やハローワーク等における業務が平準化されていると考えられる 11 月から 12 月にかけて実施。

- ・ キャリアアップ助成金(正社員化コース)については、4 月から開始した新制度に基づく支給申請までに一定の期間を要することから、12 月頃に実施予定。
- ・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)については、10 月から計画届の提出を一部省略可としたことから、一定程度の当該省略が可能となる事業主が生じる 12 月中旬から平成 31 年 1 月中旬に実施。
- ・ 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)については、助成金の交付申請から助成金の支給までに一定の期間を有することから、一定程度の事業主が生じる 12 月から平成 31 年 1 月に実施。
- ・ 産業保健活動総合支援事業における助成金については、交付申請の多くが 8 月以降に行われる傾向があるため、一定量の支給決定が見込める平成 31 年 1 月頃に実施。

参考として平成 30 年度実施したコスト計測の結果は以下のとおり。

(i) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、生涯現役コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース)

8.3 時間(申請 1 件当たりの事業者の作業時間) × 169,198 件(年間件数) = 1,404,343.4 時間(年間総作業時間)

(ii) 雇用調整助成金

32.4 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 8263 件（年間件数）＝267,721.2 時間（年間総作業時間）

(iii) キャリアアップ助成金（正社員化コース）

18.3 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 63,014 件（年間件数）＝1,153,156 時間（年間総作業時間）

(iv) 人材開発支援助成金（特定訓練コース）

28.1 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 13,214 件（年間件数）＝371,313.4 時間（年間総作業時間）

(v) 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

（年間総作業時間）

10.1 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 122,491 件（年間件数）＝1,237,159.1 時間（年間総作業時間）

(vi) 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

9.8 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 1,580 件（年間件数）＝15,484.0 時間（年間総作業時間）

(vii) 産業保健活動総合支援事業における助成金

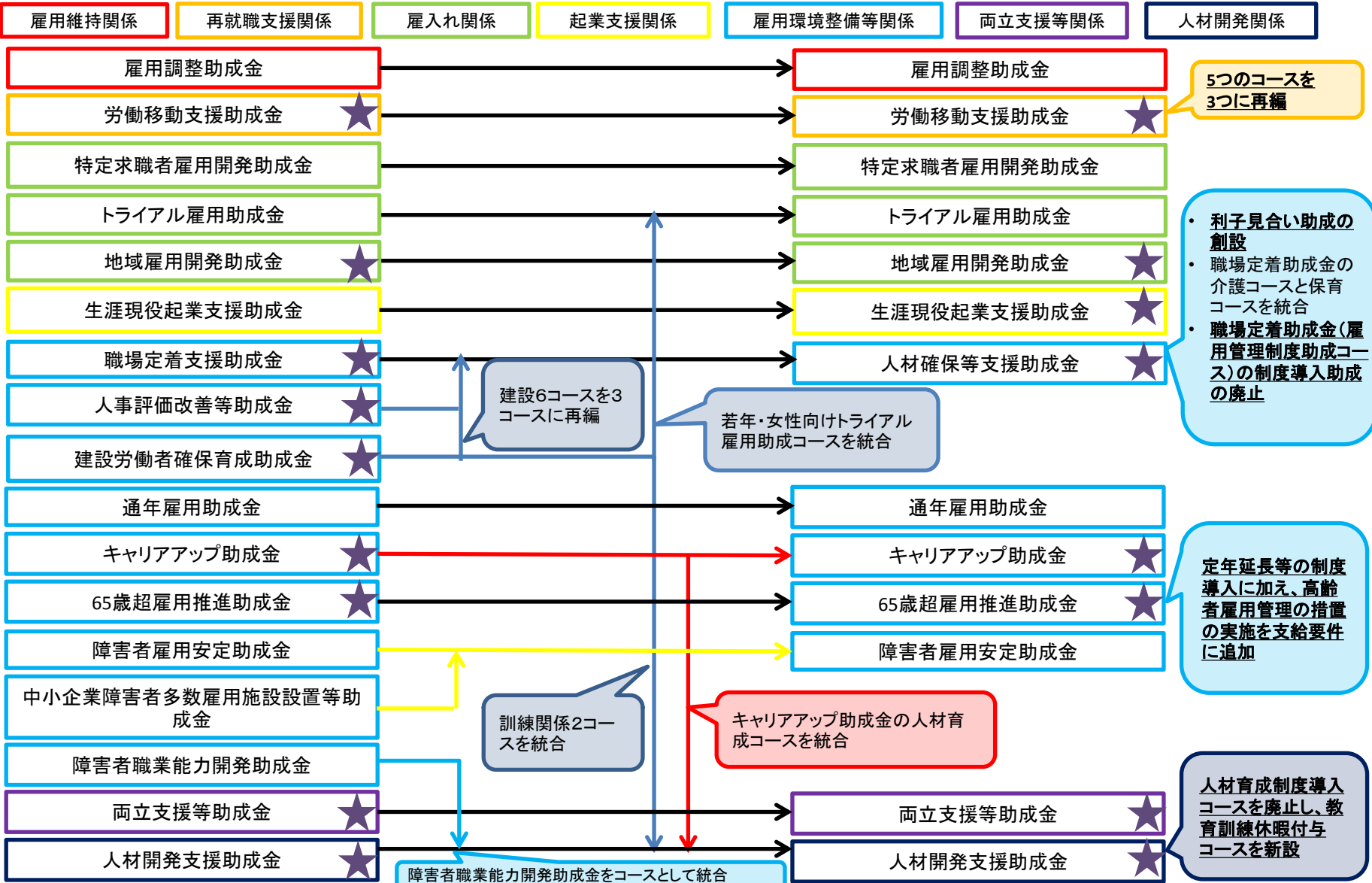
4.6 時間（申請 1 件当たりの事業者の作業時間）× 1,959 件（年間件数）＝9,011.4 時間（年間総作業時間）

○ 令和元年度分のコスト計測については、以下3つを除き、4月から開始した新制度が定着し、労働局やハローワーク等における業務が平準化されていると考えられる9月末頃にかけて実施。

- ・ キャリアアップ助成金（正社員化コース）については、取組を実施してから支給申請までに一定の期間を要するため、令和元年12月頃に実施予定。
- ・ 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）については、助成金の交付申請から助成金の支給までに一定の期間を要することから、一定量の支給決定が見込める12月から令和2年1月頃に実施予定。
- ・ 産業保健活動総合支援事業における助成金については、交付申請の多くが8月以降に行われる傾向があるため、一定量の支給決定が見込める令和2年1月頃に実施予定。

雇用関係助成金の整理統合・質の改善について

- 平成30年度に向け、助成金の更なる見直しを行い、雇入れ・両立支援・人材育成・障害者雇用等といった各助成金の機能別に、それぞれ可能な限り整理統合を行い、17助成金・62コースから**13助成金・56コースとする。**
- 雇用保険二事業PDCAサイクルによる見直しを実施。一部の助成金において、新たな生産性要件を導入。



- ・ **利子見合い助成の創設**
- ・ 職場定着助成金の介護コースと保育コースを統合
- ・ **職場定着助成金(雇用管理制度助成コース)の制度導入助成の廃止**

- ・ 定年延長等の制度導入に加え、**高齢者雇用管理の措置の実施を支給要件に追加**

- ・ **人材育成制度導入コースを廃止し、教育訓練休暇付与コースを新設**